

府中市福祉環境整備事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市福祉のまちづくり条例（平成8年6月府中市条例第19号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、高齢者、障害者等の利用に配慮した施設整備を行う建築主等に対し、府中市福祉環境整備事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設)

第2条 助成の交付の対象となる施設（以下「助成対象施設」という。）は、条例第11条の2第1項に規定する特定都市施設の要件に該当する施設であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する施設
- (2) 別表に掲げる種類及び規模である施設
- (3) 平成21年9月30日以前から存する施設

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 助成対象施設を所有し、管理し、若しくは使用している個人又は使用している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、前条に掲げる者が、すべての市民にとって特段の不自由なく利用できるように、助成対象施設（官公庁施設を除く）について行う条例第9条に定める整備基準に適合させるための改修工事を行う事業とする。ただし、市長が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費「（以下「助成対象経費」という。）」は、助成対象施設の全部又は一部について、整備を行うために特に必要とする経費とする。ただし、エレベーター又はエスカレーターの整備を行うときは、福祉対応部分を助成対象経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額と30万円を比較し、いずれか低い額とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成の制限)

第7条 同一対象施設に対する助成対象事業に係る助成は1回を限度とする。

- 2 この要綱による助成金又は他の補助金等の交付を受けて整備を行った部分は助成を受けることができない。
- 3 建築基準法及び関係法令に違反している建築物は助成を受けることができない。

(助成金の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事計画書（設計図書及び工期等を記した書類を含む）
- (2) 案内図、平面図、計画図及び現況写真
- (3) 工事見積書
- (4) 登記事項証明書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(助成金の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえ、助成金交付の可否について決定を行うものとする。

- 2 市長は、助成金交付の決定にあたり、助成の目的を達成するため、必要があると認めるときは、助言、指導等を行い、条件を付すことができる。
- 3 市長は、助成金交付の可否についての決定をしたときは、通知書により、前条に規定する申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(工事の期限)

第10条 前条の規定により助成金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請期限内に助成対象施設の工事を完了させなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(計画の変更等)

第11条 第9条第3項の通知を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに申請書により市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 第8条の規定により提出された書類内容を変更するとき
 - (2) 当該事業の実施を延期又は中止しようとするとき
- 2 市長は、前項各号に該当する申請があったときは、通知書により、申請者に通知するものとする。

(実施報告書)

第12条 交付決定者は、対象施設の整備を終了したときは、報告書に必要な書類を付して市長に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、当該助成対象施設の整備状況

を調査しなければならない。

2 市長は建築主等に対し、助成金の使途、当該整備事業の状況等について報告を求め、調査を行うことができる。

(助成額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による調査の結果、第12条の規定による報告が適當と認めるときは、助成額を確定し、速やかに通知書により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に対し、請求書によって速やかに助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求を行った交付決定者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消、返還等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき

(2) 助成金交付決定後の内容及び条件に違反したとき

(3) 工事が著しく遅延し、完成の見込みがないとき

(4) 前各号に定めるもののほか、この要綱又は市長の指示に違反したとき

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還をさせることができる。

(様式)

第18条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年11月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年2月24日要綱第12号)

この要綱は、平成22年2月24日から施行する。

付 則（平成30年3月29日要綱第38号）

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

付 則（令和3年2月2日要綱第1号）

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

付 則（令和4年3月18日要綱第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条）

助成対象施設の種類及び規模

区分	種類	規模
医療等施設	診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）、助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	用途に供する部分の床面積（医療等施設に該当する種類の施設が複数ある場合は、用途に供する部分の床面積の合計）が200平方メートル未満のもの
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他 の物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積（物品販売業を営む店舗に該当する種類の施設が複数ある場合は、用途に供する部分の床面積の合計）が200平方メートル未満のもの
飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積（飲食店に該当する種類の施設が複数ある場合は、用途に供する部分の床面積の合計）が200平方メートル未満のもの
サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を行う施設	用途に供する部分の床面積（サービス店舗等に該当する種類の施設が複数ある場合は、用途に供する部分の床面積の合計）が200平方メートル未満のもの
共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する施設	11戸以上のものかつ用途に供する部分

		の床面積（共同住宅等に該当する種類の施設が複数ある場合は、用途に供する部分の床面積の合計）が2,000平方メートル未満のもの
複合施設	医療等施設から共同住宅等までの区分のうち異なる区分に分類される施設が複数含まれる施設	医療等施設から共同住宅等までの区分に定める規模にかかわらず、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のもの

付 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

付 則（令和3年2月2日要綱第1号）

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

付 則（令和4年3月18日要綱第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。